

ZUSHI FAMILY SUPPORT CENTER

援助活動の手引き

ずしファミリー・サポート・センター

逗子市

【設立の趣旨】

ずしファミリー・サポート・センターは「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての支援を行いたい人」が自発性と責任制を持ちつつ、お互いに助け合うことで、安心して子育てができる環境作りに役立つことを願って設立されました。

【もくじ】

P.1 設立の趣旨

援助活動の内容

対象年齢

P.2 活動時間

活動場所

活動のシステム

活動の流れ

①活動の申込み

P.3 ②援助活動の紹介

③事前打ち合わせ

④活動の実施

P.3 ⑤活動終了・利用料金の授受

⑥活動報告書の提出

P.4 助成金

①ひとり親家庭への利用助成

②支援会員・両方会員の援助

活動に対する助成金

P.5 会員としてのマナー

病児・病後児の預かり

P.6 利用料金の基準

P.8 補償保険制度

P.11 会則

【援助活動の内容】

- ・保育施設等の送迎及びその前後の預かり
 - ・小学校、放課後児童クラブへの送迎及びその前後の預かり
 - ・保護者の外出時の預かり
例：病院への通院・きょうだい児の学校行事への参加等
 - ・保護者のリフレッシュのための預かり
例：美容院・夫婦での時間を持つための預かり等
- ※上記以外でもセンターで認める範囲内で様々な援助を行います。

【対象年齢】

- ・原則として生後3カ月から小学校6年生までのお子さん

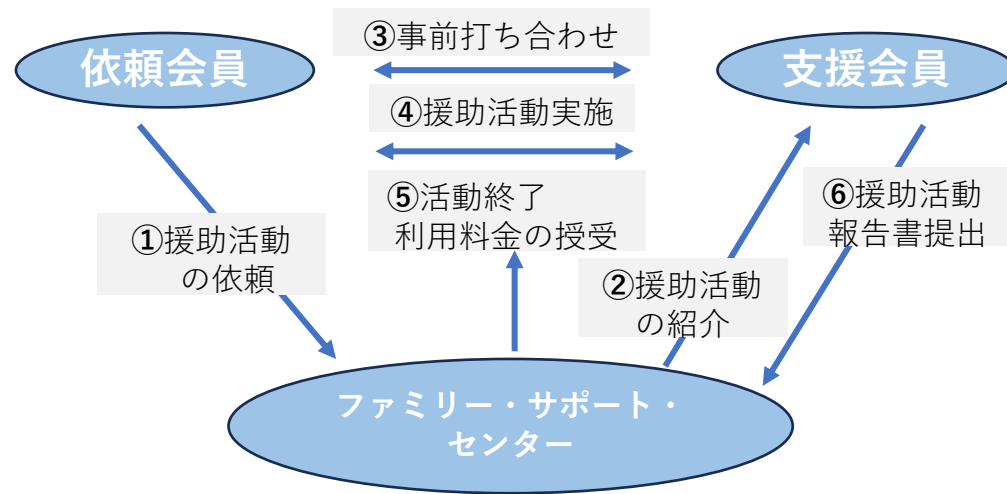
【活動の時間】

- ・原則として午前6時～午後10時。
- ・緊急の場合は早朝、夜間にわたることもあります。
- ・原則として宿泊は行いません。

【援助の場所】

- ・原則として支援会員の家庭で行いますが、依頼会員のご家庭や子育て支援センター等、会員間の合意及び事務局が安全と認めた場所において行います。

【活動のシステム】 ①～⑤の順序で行います。



- ・依頼会員とは市内在住・在勤で子育ての援助を受ける会員です。
- ・支援会員とは市内在住で子育ての支援を行う会員です。
- ・両方会員とは市内在住で依頼会員と支援会員の両方に登録した会員です。

【活動の流れ】

①活動の申し込みについて

依頼会員は援助が必要になった時に電話または直接センター事務局に申し込んでください。

②援助活動の紹介について

- ・依頼会員から援助の申込みがあったら、センター事務局は条件に合った支援会員に連絡します。
- ・支援会員は条件が合いましたら援助協力をお願いします。
※強制ではありませんので都合の悪い場合は遠慮なくお伝えください。
- ・緊急の援助が必要な場合、引き受けてくださる支援会員が見つかりにくいことがあります。余裕をもって早めに申し込んでください。

③事前打ち合わせについて

- ・アドバイザーが立ち会い、活動する場所で行います。
- ・援助の内容、緊急の連絡方法等について十分に話し合います。
※2回目以降で支援会員が同じ人の場合は、事前打ち合わせを省略することができます。活動内容や活動場所の変更等があった場合は、その都度事前打ち合わせを行います。
※お子さんの保育施設との顔合わせが必要な場合は、活動とみなします。
利用料金は子ども一人の基準額に準じます。

④活動の実施について

- ・事前打ち合わせで確認された内容に基づき援助活動を実施します。
- ・援助活動を依頼した場合、依頼会員は活動日時をセンター事務局に連絡してください。

⑤活動終了・利用料金の授受について

- ・活動終了後、依頼会員と支援会員の間でセンターの利用基準額に基づいて、料金等の授受を行います。
- ・支援会員は「援助活動報告書及び領収書」（4枚複写）に記入し、双方で確認のうえ、押印またはサインをします。依頼会員用に領収証を渡し、支援会員用は保管してください。

⑥活動報告書の提出について

- ・支援会員は活動報告書（センター提出用・市保存用）を1か月分まとめて、翌月5日までにセンター事務局に提出してください。

【助成金】

①ひとり親家庭等への利用助成について

ひとり親家庭等で依頼会員に登録している家庭について、利用料金の一部助成が受けられます。問合せは子育て支援課（046-873-1111）

- ・対 象 者：①児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者、または同様の所得水準であって、現に児童を扶養している者
②母子及び寡婦福祉法第6条に規定する寡婦であり、かつ上記①同様の所得水準であって、現に児童を扶養している者
- ・助成金額：1か月あたり利用料金の1/2（上限1万円、交通費や食費等の実費を含む）を助成する。
- ・申請方法：申請書に援助活動報告書・領収書（原本）を添えて利用後1年以内に市子育て支援課に提出する。（郵送可）
- ・申 請 書：子育て支援課、ファミリー・サポート・センターで配布、または子育て支援課ホームページからダウンロードできます。

②支援会員・両方会員の援助活動に対する助成金について

支援会員、両方会員の援助活動の時間に応じて1時間当たり300円を助成します。

- ・対 象 者：援助活動を行った支援会員または両方会員
- ・助 成 額：預かるお子さんが一人でも、兄弟姉妹同時に複数人でも援助活動時間×300円を助成します。活動時間が1時間未満の場合は1時間分として、1時間を超える場合は30分単位で助成額の半分が加算されます。
※当日キャンセル・無断キャンセルは助成金対象外になります。
- ・申請方法：「援助活動報告者及び領収書」に「援助活動実績報告書兼請求書」を添えて1か月分まとめて翌月5日までにセンター事務局に提出します。
- ・申 請 書：援助活動実績報告書兼請求書はファミリー・サポート・センターで配布しています。または子育て支援課ホームページからダウンロードできます。

【病児・病後児の預かりについて】

- ・病児・病後児預かりには専用の書類提出と事前打ち合わせが必要です。活動を希望する依頼会員は、事前にセンター事務局に連絡し、書類を受け取ってください。
- ・お子さんを預ける前に、必ずかかりつけ医等で受診してください。
- ・吸引等の医療行為を伴う活動はできません。また、お子さんの病状や支援会員の都合により活動を受けられない場合もあります。
- ・依頼会員は必要書類をセンター事務局に提出してください。
- ・病児・病後児は原則一人のみの預かりとなります。

【会員としてのマナー】

1. 本会の活動の趣旨を理解し、会則を守ってください。
2. 援助の依頼および援助活動は、必ずセンター事務局を通して行ってください。センター事務局への活動依頼および活動報告のない援助活動については、補償保険は適用されません。
3. 依頼内容（特に開始・終了時間）は必ず守ってください。また依頼内容に変更が生じる場合は、事前にセンター事務局に連絡し、了解を得たうえで支援会員に申し出てください。
4. お互いの人格・プライバシーを尊重し、また活動により知り得た家庭の事情等を他に漏らさないでください。
5. 本会を政治・宗教・その他営利目的等のために利用しないでください。
6. 会員同士の自発性・責任制を尊重した助け合い活動です。子育てを手伝うという地域の支援会員の協力により成り立っています。ベビーシッターサービスのようによすべての要望にお応えできるものではありません。
7. 本会の趣旨・目的に反する行為があったときは、会員資格を喪失することがあります。

【利用料金の基準】

ずしファミリー・サポート・センター会則第13条に規定する利用料金の基準は次のとおりです。

1. 子ども1人につき1時間あたりの基準額（利用料金）

区 分	基準額
月曜日～金曜日 午前7時～午後8時	700円
土曜日・日曜日・祝日及び年末年始並びに上記以外の時間帯	900円

＊最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とします。

＊1時間を超えると30分単位で基準額の半分ずつが延長料金として加算されます。

2. 病児・病後児ひとりにつき1時間あたりの基準額

区 分	基準額
月曜日～金曜日 午前7時～午後8時	900円
土曜日・日曜日・祝日及び年末年始並びに上記以外の時間帯	1100円

3. 取り消し料

区 分	金 額
前日まで	無料
当 日	1時間あたりの基準額
無 断	予定利用時間の全額

4. 割引について

複数子ども（兄弟姉妹に限る）を預ける場合は二人目からを半額とします。

5. 食事代等について

食事代・ミルク・おやつ・オムツなどを依頼会員が支援会員に頼んだ場合は、実費を支払うものとします。

※食事代は300円、おやつ代は100円を目安とします。

6. 交通費について

公共交通機関、タクシー等を利用した場合は実費を支払うものとします。

7. 助成金について

ひとり親に対する助成金支援会員・両方会員の援助活動に対する助成金により利用料の一部助成があります。（p.4参照）

8. お試し体験チケットについて

ずしファミリー・サポート・センターの利用会員に登録後、初めてご利用される場合にお試し体験チケットをご提示いただくと利用料金の2時間分（1400円）が無料になります。

【会員登録・ご利用に関するお問い合わせ】

ずしファミリー・サポート・センター TEL 046-870-3400

【お試しチケットに関するお問い合わせ】

逗子市教育部子育て支援課子育て支援係 TEL 046-873-1111（内線539）

【補償保険制度】

会員の皆さんに安心してサポート活動を行っていただく為に、会員登録と同時に1.「サービス提供会員傷害保険」2.「賠償責任保険」3.「依頼子ども傷害保険」4.「研修・会合傷害保険」に加入します。

※会員による保険料の負担はありません。

1. サービス提供会員傷害保険

支援会員がセンター事務局の紹介によるサポート活動中や、サポート活動の為に自宅から活動場所への往復途上（自宅との通常の経路）において、傷害を被った場合に補償するものです。

熱中症・細菌性食中毒・地震などの天災による傷害事故も補償対象です。

事 由	補償額	備 考
死亡	700万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 28万円～700万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	4,500円	事故日より180日以内を限度
手術	4,500円×所定倍率 （手術の種類により 10、20、40倍）	事故日より180日以内に傷害のために手術を受けた場合（1事故に基づく傷害について1回の手術に限りま
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

2. 賠償責任保険

支援会員が、サポート活動中の不注意や提供した飲食物等が原因で、第三者（依頼会員の子どもを含む他人）の身体又は財物に損害を与えたことなどにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金額等を補償するものです。自宅と活動場所との往復途上における自転車事故も補償対象です。

保険の種類	支払限度額
施設賠償責任保険 生産物賠償責任保険	対人・対物合算2億円（1名・1事故） ※生産物賠償責任保険については、保険期間中で2億円が限度
初期対応費用	1事故1,000万円 （対人事故に対する見舞金・見舞品は被災者1名につき10万円が限度）
訴訟対応費用	1事故1,000万円
受託者賠償責任保険	1事故1,000万円

3. 依頼子ども傷害保険

依頼会員の子どもが、サポート活動中に事故によって損害を被った場合に支援会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

熱中症、細菌性食中毒、地震などの天災による傷害事故も補償対象です。

事 由	補償額	備 考
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 20万円～500万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故日より180日以内を限度
手術	3,000円×所定倍率 （手術の種類により 10、20、40倍）	事故日より180日以内に傷害のために手術を受けた場合（1事故に基づく傷害について1回の手術に限ります）
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

4. 研修・会合傷害保険

センター事務局が主催する研修・会合中（交流会を含む）、研修・会合会場の往復途上（自宅との通常の経路）において、子どもを含む出席者が傷害を被った場合に補償するものです。

事 由	補償額	備 考
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 20万円～500万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故日より180日以内を限度
手術	3,000円×所定倍率 （手術の種類により 10、20、40倍）	事故日より180日以内に傷害のために手術を受けた場合（1事故に基づく傷害について1回の手術に限ります）
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

ずしファミリー・サポート・センター会則

〈会の名称〉

第1条 この会は、ずしファミリー・サポート・センター（以下「センター」）という。

〈事務局所在地〉

第2条 センターは事務局（以下「センター事務局」）を逗子市桜山1-5-42に置く。

〈センターの目的〉

第3条 子育て支援を行いたい人と支援を受けたい人を組織化し、会員同士の信頼関係に基づく相互援助活動（以下「支援活動」という）を実施することにより地域の子育て機能の充実を図り、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりに資することを目的とする。

〈センターの業務〉

第4条 センター事務局は、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）会員の募集、登録の組織づくり
- （2）子育て支援を受けたい人への活動内容の説明
- （3）子育ての支援を行いたい人への研修
- （4）相互援助活動の調整
- （5）会員相互の交流、情報交換の場の設定
- （6）サブリーダーの育成と情報交換
- （7）関係機関との連絡調整
- （8）センターの広報活動
- （9）その他センターの運営に必要な仕事

〈事務局スタッフ〉

第5条 前条のセンター業務を行うため、センター事務局にアドバイザーを置く。

〈会員〉

第6条 会員は会の趣旨を理解し、子育て支援を行いたい会員（以下「支援会員」）、子育て支援を受けたい会員（以下「依頼会員」）としてセンターの承認を得た人とする。

- 2 依頼会員は市内在住、在勤、在学する人で原則生後3カ月から小学校6年生までの子ども（以下「子ども」という）の保護者。
- 3 支援会員は市内在住で心身ともに健康で積極的に援助活動ができる人。
- 4 両方会員は依頼会員と支援会員を兼ねている人。

〈入会したいとき〉

第7条 入会を希望する人はセンター事務局で入会手続きを行なう。

- 2 支援会員を希望する人はセンターの研修会に出席し、依頼会員を希望する人は支援活動の説明等を受け、会員証を受け取る。

〈退会するとき〉

第8条 会を辞めようとする会員は退会手続きをとり、会員証を返還する。

〈会員資格の取り消し〉

第9条 会員は次の場合に資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 第6条に定めのある要件に該当しなくなったとき
- (4) 会員がこの会則に反したとき
- 2 会員は、前項第3号及び第4号の事由により資格を失ったときは、第7条により受け取った会員証を返還する。

〈会員の義務〉

第10条 会員はこの会を政治、宗教その他営利目的のために利用してはならない。

- 2 会員はお互いのプライバシーを尊重し、活動中に知りえた家庭の事情等を他に漏らさないこと。退会した後、または資格を失った後も同様とする。
- 3 会員は支援活動に係る問題及び事故が発生した場合、直ちにセンター事務局に連絡すること。

〈支援活動の内容〉

第11条 支援会員が行う活動は次に示すとおりとする。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校及び放課後学童クラブ等（以下「保育施設等」という）の保育開始時間まで子どもを預かること
- (2) 保育施設等保育終了時から子どもを預かること
- (3) 保育施設等へ子どもを送迎すること
- (4) 学童保育や児童クラブ等の終了時から子どもを預かること
- (5) 学校の放課後から子どもを預かること
- (6) 発熱等で保育施設等に病気や病後の回復期の子どもを預かること
- (7) その他依頼会員の要望に応じ、臨時的、突発的に子どもを預かること
- 2 子どもを預かるときは、原則として支援会員の家庭で行うが、やむを得ない時は依頼会員の家庭及び家庭以外の場所で行なうこともできる。
- 3 子どもの宿泊を伴う支援活動は原則として行わない。

〈支援活動の方法〉

- 第12条 依頼会員は援助を必要とするときは、センター事務局に支援の申し込みをする。
- 2 依頼会員から支援の申し込みを受けたセンター事務局は、援助の内容、日時等を確認し、支援会員と活動の調整を行う。
- 3 センター事務局は、支援活動の調整を行ったときは調整内容及びその結果を記録する。
- 4 依頼会員及び支援会員はアドバイザーが同席の上で、事前に支援活動の内容等について十分な協議を行い、両者同意の上で活動を開始する。
- 5 依頼会員は原則として依頼内容以外の援助を求めないこと。また、依頼内容に変更が生じる場合は、事前にセンター事務局に連絡すること。
- 6 支援会員は支援活動の終了後、依頼会員から活動記録の内容の確認を受けること。
- 7 依頼会員は、活動を取り消す場合はその旨を支援会員及びセンター事務局に報告すること。
- 8 支援会員は支援活動の実施が決定した後に、支援会員の都合により支援活動を実施することができなくなった場合は、直ちに依頼会員に知らせ、センター事務局に報告すること。
- 9 支援会員は支援の実施に当たり、次にあげる義務を負う。
- (1) 援助活動中の子どもの安全確保に努めること
- (2) 援助活動中の子どもに異常を認めたときは、直ちに依頼会員に連絡するとともに状況に応じた適切な処置をとること
- 10 支援会員は第6項の活動記録を毎月1回センター事務局に報告すること。

〈利用料金の支払い〉

- 第13条 依頼会員は支援活動の終了後、別表に定める基準に従い支援会員に利用料を支払うこと。また、前条第7項の支援活動の必要がなくなった場合に支払う利用料金等についても同様とする。

〈保険への加入〉

- 第14条 会員は市が費用を負担する地域子育て支援保障保険、研修・会合傷害保険に一括加入することに同意すること。

付 則

〈施行期間〉

この会則は2001年（平成13年）4月1日から施行する。

〈施行期間〉

この会則は2014年（平成26年）7月1日から施行する。

〈施行期間〉

この会則は2026年（令和8年）9月1日から施行する。

○ずしファミリー・サポート・センター

〒249-0005 逗子市桜山1-5-42

逗子市子育て支援センター内

TEL 046-870-3400（直通）

FAX 046-870-3411

○問い合わせ・援助依頼の申込みは

平日（月曜日～金曜日）の午前9時

から午後5時まで来所または電話

土・日・祝日と年末年始

（12/29～1/3）は休み

●ずしファミリー・サポート・センターは逗子市が 社会福祉法人 青い鳥に委託して実施しています。

